

【障がい福祉サービス事業】

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000601784.html>

目次

I 概要

- 1 はじめに 2
- 2 指定の必要なサービス種類 2
- 3 指定の要件 3
- 4 指定申請について 4
 - (1)～(7) スケジュール、申請までの流れ など

II 指定基準等について

- 1 根拠法令等一覧 7
 - (1)～(2) 条例・省令・告示
- 2 他法令の遵守について 8
- 3 障がい福祉サービス事業等の形態について 9
 - (1)～(3) 従たる事業所、出張所等、多機能型事業所の取扱い
- 4 障がい福祉サービス事業等の人員・設備基準等について
 - (1) 用語の定義 11
 - (2) サービスごとの留意点 12
 - 居宅介護・重度訪問介護＜共生型サービスを含む＞ 12
 - 同行援護・行動援護 12
 - サービス提供責任者、従業員の資格要件 12
 - 療養介護 18
 - 生活介護＜共生型サービスを含む＞ 19
 - 短期入所（ショートステイ）＜共生型サービスを含む＞ 22
 - 重度障がい者等包括支援 25
 - 自立訓練（機能訓練）＜共生型サービスを含む＞ 26
 - 自立訓練（生活訓練）＜共生型サービスを含む＞ 28
 - 就労移行支援 31
 - 就労継続支援A型 33
 - 就労継続支援B型 34
 - 就労定着支援 35
 - 施設入所支援 36
 - 自立生活援助 38
 - 共同生活援助（グループホーム） 39
 - 地域移行支援 42
 - 地域定着支援 43
 - 計画相談支援 44

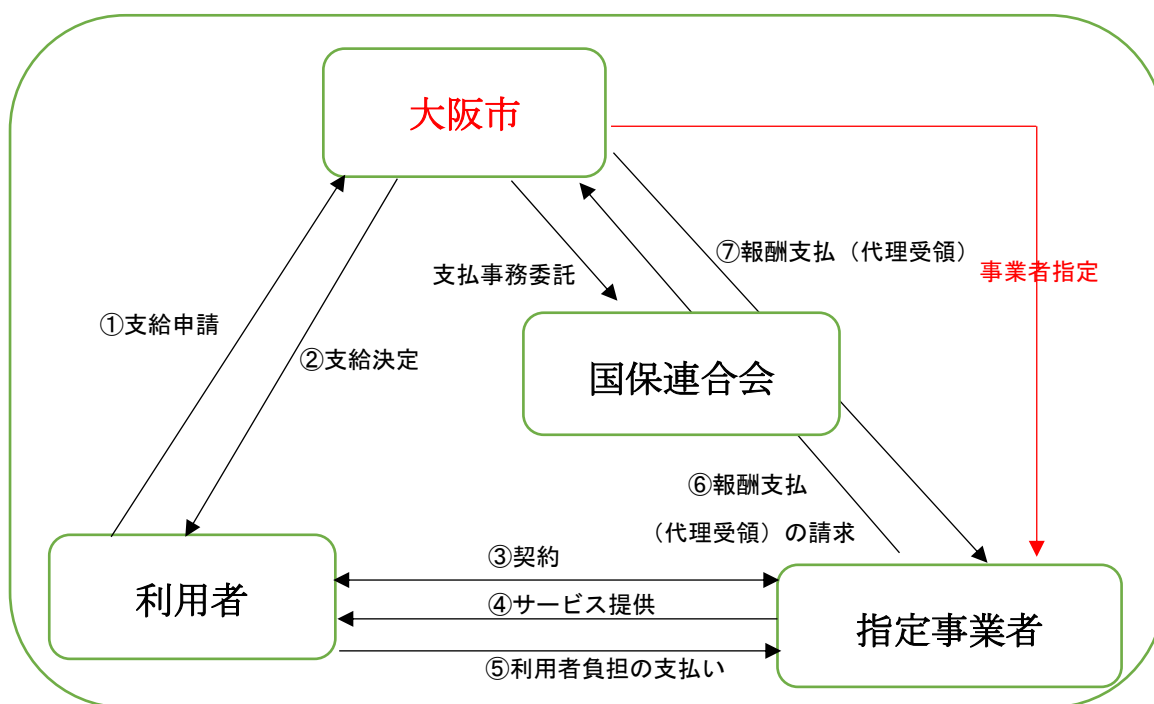
I 概要

1 はじめに

障がい福祉サービスを利用する障がい者は、居住地の市町村からサービス利用をするための費用として、介護給付費又は訓練等給付費が支給されます。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）第29条第1項。ただし、同条第4項の規定により、実際の費用は、サービスを提供する事業者による代理受領方式をとりますので、市町村から事業者を支払われることになります。）

また、第36条第1項の規定により、本市内において障がい福祉サービスを提供する事業者は、本市の指定を受ける必要があります。

本手引きは、障がい福祉サービス事業の指定を受けるために必要な要件や手続きを説明したものです。必要に応じてご活用ください。



2 指定に必要なサービス種類

指定に必要なサービス事業は以下のとおりです。

障がい福祉サービス事業	【介護給付】障害者総合支援法第28条第1項 ①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤療養介護 ⑥生活介護 ⑦短期入所 ⑧重度障がい者等包括支援 ⑨施設入所支援 【訓練等給付】障害者総合支援法第28条第2項 ①自立訓練（機能訓練）②自立訓練（生活訓練）③就労移行支援 ④就労継続支援（A型） ⑤就労継続支援（B型） ⑥就労定着支援 ⑦自立生活援助 ⑧共同生活援助
一般相談支援事業	【地域相談支援給付】障害者総合支援法第51条の14第1項 地域移行支援・地域定着支援
特定相談支援事業	【計画相談支援給付】障害者総合支援法第51条の17第1項 計画相談支援

3 指定の要件

障がい福祉サービス等を提供する事業者等の指定は障害者総合支援法第36条及び本市の条例の規定に基づき、

- ①法人格を有すること ※法人の種類は問わない
- ②事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- ③適正な運営が見込めること

を要件として、サービス種類ごと、事業所ごとに行われます。

指定を受けようとする場合は、これらの要件を満たし必要な書類を提出する必要があります。

（１）事業者・施設等設置者の責務について（障害者総合支援法第42条、第51条の22）

- ① 関係機関との連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うように努めること。
- ② 提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
- ③ 障がい者等の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法又は関係法令に基づく命令を遵守し、サービスを提供すること。

（２）指定基準（障害者総合支援法第43条、第44条、第51条の23、第51条の24）

サービス種類ごとに以下の3つの視点から、指定基準が定められています。

指定を受けた以降も指定基準を遵守する必要があります。

- ・ 人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- ・ 設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- ・ 運営基準（サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

※ 指定が受けられない場合

- ① 申請者が法人でないとき。
→ 法人格を持たない団体は、株式会社・NPO法人等の法人格を取得する必要があります。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）
- ③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
→ 指定基準を満たす必要があります。（設備基準・運営基準）
- ④ 申請者が、指定を取り消されてから5年を経過しない者であるとき。等

（３）最低基準

障がい福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、施設入所支援については、最低基準も満たす必要があります。

※障がい児通所支援、障がい児相談支援事業者の指定に関しても、児童福祉法において同様の規定があります。

4 指定申請について

(1) 指定申請のスケジュール

指定日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月 1 日とします。

新規指定申請には【事前協議】が必要です。事前協議書類を作成の上、指定日の三月前の月末まで郵送してください。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、一般相談、特定相談、就労定着支援、共生型の各サービスは**事前協議不要**です。

※事前協議から指定までに時間を要しますので、予定している事業開始日からゆとりをもってご準備ください。

詳細なスケジュールは、大阪市ホームページをご確認ください。

トップページ>くらし>健康・医療・福祉>障がいのある方へ>障害者総合支援法とは>障害者総合支援法

>障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について>新規申請の手続きについて

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157169.html>

(2) 指定申請までの流れ

【事前協議】※次ページをご確認ください。

↓ ↓

事前協議書類の提出

※指定日の三月前の月末までに郵送

↓ ↓

事前協議の書類審査（指定日の前月 10 日まで）

※補正解消まで書類提出を求めます。

↓ ↓

申請受付（申請受付期間内）※詳細なスケジュールは大阪市ホームページをご確認ください。

※来庁予約のうえ、窓口提出

↓ ↓

審査（申請受付以降）

※補正・追加書類等が発生した場合、速やかに提出してください。

↓ ↓

指定時研修（指定を受ける月の前月 25 日前後）

※管理者の出席が必要です。研修終了後に指定書を交付します。

↓ ↓

指定

※指定は、毎月 1 日です。指定には、申請受付期間中に指定基準を満たす適正な申請書類が受付され、審査においても適正であると認められた場合に限りです。スケジュール管理には十分ご注意ください。

※受付には、申請者（法人）の必要な定款の手続きや人員、設備について、事業開始時点の状況が確定していることが必要です。（施設等の改修等については、当該改修工事及び付随する建築基準法等関係法令上の手続きや検査、備品の設置等が完了していることをいいます。）

（３）事前協議

事前協議とは、本申請いただく前に、人員や設備等に関する書類を提出いただき制度に沿っているかなどを確認します。下記の事前協議書類一式を準備のうえ、提出期限までに郵送してください。※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、一般相談、特定相談は**事前協議不要**です。

事前協議に必要な書類（共通様式）

- ① 事前協議書
- ② 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- ③ 組織体制図
- ④ 経歴書（管理者、サービス管理責任者）
- ⑤ 平面図
- ⑥ 採光・換気の基準を満たしていることが確認できる書類
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型のみ

必要な様式は大阪市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ>>くらし>健康・医療・福祉>障がいのある方へ>障害者総合支援法とは>障害者総合支援法

>障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について>新規申請の手続きについて>事前協議について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157263.html>

事前協議に必要な書類（就労継続支援Ａ型）

- ① 収支予算書（任意様式）
- ② 事業所で行う予定の事業の作業量積算根拠（任意様式）
- ③ 事業所で行う予定の事業が請負の場合は、請負契約書のひな型（任意様式）
- ④ 開設計画について

必要な様式は大阪市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ>>くらし>健康・医療・福祉>障がいのある方へ>障害者総合支援法とは>障害者総合支援法

>就労継続支援Ａ型事業所の新規申請について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000311203.html>

（４）指定申請にかかる提出書類

○サービス種類ごとの必要書類については、「添付書類一覧表」（大阪市 HP）を参照してください。

トップページ>>くらし>健康・医療・福祉>障がいのある方へ>障害者総合支援法とは>障害者総合支援法

>障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について>新規申請の手続きについて>「提出書類一覧表」
<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000157295.html>

○必要な書類は大阪市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ>くらし>健康・医療・福祉>障がいのある方へ>障害者総合支援法とは>障害者総合支援法

>指定障がい福祉サービス事業等（指定障がい児支援事業等）の申請書類等

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000506419.html>

○ 提出部数は 1 部です。

（正副 2 部作成し、正本は大阪市に提出してください。副本は事業所で保管してください。）

○ 定款の目的について

法人の定款には、

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく移動支援事業（もしくは地域生活支援事業）」

「児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業」

「児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業」 等

と規定することが必要ですので、規定されていなければ、定款の改正を行ってください。なお、指定申請の際には、「履歴事項全部証明書等（原本）」により確認します。※法律名称が旧法でないことなどを確認してください。

なお、就労継続支援 A 型事業を行う場合は、専ら社会福祉事業を行う法人でなければならないため、それ以外の目的が記載されていないことが要件となります。

（５）提出先

手引き表紙の【お問い合わせ】を参照してください。

（６）提出方法

本申請に必要な書類をそろえた上で、来庁（面談、事前予約必要）により提出してください。

- ・提出書類に必要な書類は「（４）指定申請にかかる提出書類」をご参照ください。
- ・事前協議が必要な申請の場合は、事前協議終了後になります。

（７）その他

指定時研修の受講

書類審査終了後、管理者は、指定を受ける月の前月 25 日前後に実施される指定時研修を受講してください。

現地確認 （※共同生活援助のみ）

指定を受ける当月の 11 日頃～19 日頃に、本市職員が事業所を訪問し、設備等の確認を行うとともに管理者からヒアリングを行います。

Ⅱ 指定基準等について

指定を受けるには本市の条例等、国が定める指定基準等を満たすことが必要です。

その他、省令より委任された告示等についても、必要に応じて官報等によりご確認ください。

1 根拠法令等一覧

(1) 条例

条例
大阪市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年大阪市条例第 13 号）
大阪市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第 14号）
大阪市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第15号）
大阪市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第18号）

(2) 省令・告示

基準	省令・告示
指定基準	【障がい福祉サービス事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
	【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 （平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
	【一般相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 （平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
	【特定相談支援事業】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 （平成 24 年厚生労働省令第 28 号）
最低基準	【障がい福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援(A型)(B型)】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生省令第 174 号）
	【障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
報酬算定基準	【障がい福祉サービス事業、障がい者支援施設】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）

2 他法令の遵守について

障がい福祉サービス事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ改善を行ってください。

また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

下記（１）の内容については事前の確認を必ず行ってください。

（１）事前確認事項について

ア 建築基準法に適合していることの確認（建築確認申請や建築確認検査の有無）

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。

延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、**計画調整局 建築指導部 建築確認課（06-6208-9291）**に事前にご確認ください。建築計画概要書などで確認して下さい。建築確認や検査済証がない場合は法人からの申立書が必要になります。**計画調整局 建築指導部 建築企画課（06-6208-9288）**に建築計画概要書の閲覧申請を行い、検査済の記録がないかを確認してください。

イ 消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。

なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

★ 指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）の添付が必要です。指定申請書の提出までには消防署に届け出てください。

届出の時期によっては消防署の受付・検査までに時間を要する場合がありますので、早めに手続きしてください。（上記の関係で指定が延期になるケースがあります。）

ウ 浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に**大阪市危機管理室（06-6208-7376）**にご確認ください。

エ 近隣住民等への説明

事業所の開設前に、近隣住民の方に対して事前に説明を行ってください。

また、自動車での児童の送迎を予定されている場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

オ 駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、駐車場（敷地内、もしくは近隣の貸駐車場）を確保してください。

路上駐車は近隣住民に迷惑をかけ、車の通行にも危険です。

※路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

カ 事業所において、利用者に昼食等を提供する場合

1日に20食以上の食事を提供する場合は、保健所において手続きが必要な場合がありますので、管轄の保健所にご確認ください。

※なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物について、同様の対応をお願いします。

3 障がい福祉サービス事業等の形態について

(1) 従たる事業所の取扱いについて

- 障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行う。
- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（以下「日中活動サービス」という。）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる。

①人員及び設備に関する要件	ア「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。 イ「従たる事業所」の利用定員が障がい福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。 （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援 6人以上 （Ⅱ）就労継続支援A型又は就労継続支援B型 10人以上 ウ「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。
② 運営に関する要件	ア 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。

(2) 出張所等の取扱いについて

- 指定障がい福祉サービス事業者等の指定等は、原則として障がい福祉サービスの提供を行う事業所ごとに行うものとするが、例外的に、生産活動等による製品の販売、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、（１）の②の要件を満たすものについては、「事業所」に含めて指定することができる。
- （１）の①のエは出張所についても同様である。

(3) 多機能型事業所について

- 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業のうち2つ以上の事業を一体的に行う（2つの事業所で行う）ことをいう。
- ※児童福祉法に基づく「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「居宅訪問型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」を行う場合も多機能型事業所になります。

- 多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となる。

【多機能型事業所の指定要件】

① 利用定員（規模）

ア 多機能型の事業所全体の合計で、20 人以上であること

イ 各事業それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援・・・6 人以上

就労継続支援A型、就労継続支援B型・・・10 人以上

② サービス提供職員の配置

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が 20 人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち1 人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能。

③ サービス管理責任者の配置

各障がい福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず

ア 当該多機能型事業所の利用者の数が 60 人以下の場合は 1 人以上

イ 当該多機能型事業所の利用者の数が 61 人以上の場合は 1 人に 60 人を超えて 40 人を増す毎に 1 人を加えた数以上とする

④ 設備

サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

4 障がい福祉サービス事業等の人員・設備基準等について

(1)用語の定義

「常勤換算方法」

指定障がい福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該指定障がい福祉サービス事業所等の従業員の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

この場合の勤務延べ時間数は、当該障がい福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障がい福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障がい福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数。

なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障がい福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

「常勤」

指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障がい福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいう。

当該指定障がい福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該障がい福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとする。

「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障がい福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいう。

この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障がい福祉サービス事業所等における勤務時間（療養介護及び生活介護については、サービス単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

（２）サービスごとの留意点

障がい福祉サービス毎に指定基準の留意点を以下に記載していますので、指定申請にあたって参考としてください。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【サービスの概要】

① 居宅介護

身体介護	居宅において行う入浴、排せつ及び食事等の介護等
家事援助	居宅において行う調理、洗濯及び掃除等の家事等
通院等介助	通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続、移動等の介助
通院等乗降介助	通院等のために、ヘルパー等が自らの運転する車両への乗車又は降車の介助と併せて行う、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助

※居宅介護事業者は、居宅介護の提供にあたっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障がい・精神障がいであり常時介護を要する障がい者につき、下記の介護等を総合的に行う。

- ・居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護
- ・居宅において調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・居宅において生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- ・外出時における移動中の介護

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜の供与を行う。

④ 行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援助、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。

【人員基準】

従業者	常勤換算で2.5人以上（介護福祉士、居宅介護従業者養成研修課程等の修了者など）
サービス提供責任者	1人以上（常勤・専従） 次の①②③④により算定された数のいずれか低い方の基準以上 ① 当該事業所の月間のサービス提供時間が概ね450時間またはその端数を増す毎に1人以上 ② 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増す毎に1人以上 （例：従業者が11人の場合、サービス提供責任者は2人必要。21人の場合、サービス提供責任

	者は3人必要となる。) ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上（利用者は延べ人数ではなく、実数計算とする。） ※サービス提供時間、従業者数、利用者数の規模は前3か月の平均値を使用するが、新規に指定を受ける場合は推定数とする。 ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所においてサービス提供責任者が行う業務が効率的に行われる場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
管理者	1人（常勤） 管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能。

※重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準だが、例えば1事業所で居宅介護と同行援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はない。介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はない。

共生型居宅介護・共生型重度訪問介護

【サービスの概要】

介護保険法に基づく「訪問介護（居宅サービス）」の指定を受けている事業所において、居宅介護または重度訪問介護を行う。

【人員基準】

従業者	指定訪問介護の利用者数及び共生型居宅介護の利用者数の合計数における指定訪問介護事業所として必要な数以上
-----	---

※指定居宅介護事業所または指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

【資格要件について】

（1）サービス提供責任者

サービス種類		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
資格要件					
介護福祉士		○	○	○注3	○注5
養成研修修了者（各研修に相	実務者研修	○	○	○注3	○注5
	介護職員基礎研修	○	○	○注3	○注5
	居宅介護従事者養成研修（1級）	○	○	○注3	○注5
	看護師及び准看護師	○	○	○注3	○注5
	訪問介護員（1級）	○	○	○注3	○注5
居宅介護職員初任者研修		○注1 30%減算	○注1	○注1、注3	○注1、注5

当 する 研 修 も 含 む	介護職員初任者研修	○注1 30%減算	○注1	○注1、注3	○注1、注5
	居宅介護従事者養成研修（2級）	○注1 30%減算	○注1	○注1、注3	○注1、注5
	訪問介護員（2級）	○注1 30%減算	○注1	○注1、注3	○注1、注5
	行動援護従事者養成研修				○注4、注6
	強度行動障害支援者養成研修 （基礎研修及び実践研修）				○注6
その他			注2		

注1 実務経験3年以上が必要です。（居宅介護については、所定単位数の30%減算の対象です。）

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

注2 上記表のいずれかの資格要件を有している従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者

注3 同行援護従事者養成研修（一般課程・応用課程）修了者又は国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※大阪市内において、「大阪府移動支援従業者養成研修」の「視覚障害者移動支援従業者養成研修課程」を修了した者については、「同行援護従業者養成研修」（一般課程）修了者とみなす。サービス提供責任者として業務に就く場合は「大阪府同行援護従業者養成研修」（応用課程）を新たに受講し、修了する必要がある。

注4 平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

注5 令和6年3月31日までの間は、令和3年3月31日において、上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者は、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務（※入浴、排せつ、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に5年以上かつ900日以上業務に従事した経験がある者で足りるものとする。

注6 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）であって、かつ、知的障がい児者又は精神障がい者の直接支援業務（※入浴、排せつ、食事等の介護、調理及び洗濯等の家事）に3年かつ540日以上に従事した経験がある者とする。

※知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務の例

【知的障がい者・精神障がい者に対する直接支援業務】
[対象事業] 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助等に相当する事業 [職種] ヘルパー、生活支援員、作業指導員等介護等を行う業務

【知的障がい児に対する直接支援業務】
[対象事業]
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所等に相当する事業
[職種]
保育士、介助員等介護等を行う業務

【実務経験及び日数換算について】

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

(2) 従業者

サービス種別 資格要件	居宅介護				重度訪問介護	同行援護	行動援護
	身体介護	家事援助	通院介助 (身体介護あり)	通院介助 (身体介護なし)			
介護福祉士	○	○	○	○	○	○注11	○注10
実務者研修修了者	○	○	○	○	○	○注11	○注10
看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○注11	○注10
居宅介護職員初任者研修修了者 【旧居宅介護従業者養成研修(1・2級)】	○	○	○	○	○	○注11	○注10
介護職員初任者研修修了者 【旧訪問介護員養成研修修了者(1・2級)】、介護職員基礎研修	○	○	○	○	○	○注11	○注10
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 【旧居宅介護従業者養成研修修了者(3級)】	○注4	○注5	○注4	○注5	○	○注5 注11	
旧訪問介護員養成研修修了者(3級)	○注4	○注5	○注4	○注5	○	○注5 注11	
同行援護従業者養成研修一般課程						○	
強度行動障がい者養成研修(基礎研修及び実践研修)					○		○注10

行動援護従事者養成研修（注１）							
重度訪問介護従事者養成研修（注２）	○注６	○注５	○注６	○注５	○		
みなし証明者（注３）	○注３ 注４	○注３ 注５	○注３ 注４	○注３ 注５			
その他				○注７		○注９	
居宅介護従事経験者					○注８		

注１ 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。

注２ 平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の日常生活支援従事者養成研修を修了した者を含む。

注３ みなし証明者とは、支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事が証明した者をいう。

注４ 平成 30 年 3 月 31 日までに「身体介護を伴う」支給決定を受けた場合は、当該支給決定の有効期間に限り、報酬を算定できる。（ただし、30%減算）

注５ 報酬が 10%減算

注６ 身体障がい者の直接支援業務の従事経験を有する者は、所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所要時間 3 時間以上の場合は 635 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数

注７ 平成 18 年 9 月 30 日において、従来の視覚・全身性・知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者。

注８ 平成 18 年 9 月 30 日において、現に居宅介護事業に従事した経験を有するものであって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認めた者についても従事することを可能とする。

注９ 以下の①～⑤のいずれかを満たす者

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者※

※大阪市において、大阪府移動支援従業者養成研修の視覚障がい課程を修了した者については、同行援護従業者養成研修の一般課程修了者とみなす。

② 平成 23 年 9 月 30 日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪市長が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（※３）

③ 平成 23 年 9 月 30 日において、同行援護従業者養成研修に相当するものとして大阪市長が認める研修の課程を受講中であって、平成 23 年 10 月 1 日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（※３）

④ 居宅介護の従業者要件を満たす者であって、視覚障がいを有す身体障がい者等の福祉に関する事業（直接処遇職員に限る。）に 1 年以上従事した経験を有する者

⑤ 厚生労働大臣が定める従業者（平成 18 年厚生労働省告示第 556 号）に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

※３ 上記②及び③における大阪市長が相当するものとして認める研修は次のとおり。

（一般課程相当）

a ガイドヘルパー養成研修

平成 2 年度から 8 年度まで都道府県及び指定都市が実施したもの

b ガイドヘルパー養成研修（視覚障がい者課程）

「ガイドヘルパー養成研修実施要綱（平成 9 年 5 月 23 日付け障障第 90 号）」に基づき都道府県、指定都市、中核市が実施したもの

c 視覚障がい者移動介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 15 年 3 月 24 日厚生労働省告示第 110 号）」第 3 号に掲げるもの

d 視覚障がい者外出介護従業者養成研修

廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 209 号）」第 3 号に掲げるもの

e 大阪府移動支援従業者養成研修（視覚障がい者課程）

大阪府移動支援従業者養成研修実施要綱に基づき市町村又は指定研修事業者が実施したもの

f 大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修

※ただし、名称の異なる養成研修については、令和 5 年度末までの経過措置（10%報酬減額）

（一般課程及び応用課程に相当）

・社会福祉法人日本盲人会連合が実施した視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修

（参考）大阪府知事及び大阪府指定研修事業者が実施したガイドヘルパー（移動支援従業者、外出介護従業者）

養成研修は大阪府が同行援護従業者養成研修（一般課程）相当と認める研修である。

注 10 上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、知的障がい者、精神障がい者又は障がい児の直接支援業務※に 2 年以上就労かつ 360 日以上業務に従事した経験がある者。当面の間、実務経験 2 年以上を 1 年以上とする経過措置を設ける。

ただし、行動援護従事者養成研修を受講している者（平成 18 年 9 月 30 日までの間に従前の知的障害者外出介護従業者養成研修を修了した者を含む。）のみの経過措置。

上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者であり、かつ行動援護従業者養成研修修了者及び強度行動障がい者養成研修（基礎研修及び実践研修）であって、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務※に 1 年以上就労かつ 180 日以上従事した経験がある者とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、令和 3 年（平成 33 年）3 月 31 日において、上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者は、知的障がい者、知的障がい児又は精神障がい者の直接支援業務※に 2 年以上就労かつ 360 日以上業務に従事した経験がある者で足りるものとする。

注 11 平成 30 年 4 月 1 日以降は、1 年以上の視覚障がいに関する実務経験が必要（直接処遇）

※知的障がい者・知的障がい児・精神障がい者に対する直接支援業務の例

【知的障がい者・精神障がい者に対する直接支援業務】

[対象事業]

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、共同生活援助、一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等に相当する事業

[職種]

ヘルパー、生活支援員、作業指導員等介護等を行う業務

【知的障がい児に対する直接支援業務】

[対象事業]

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児入所等に相当する事業

[職種]

保育士、介助員等介護等を行う業務

療養介護

【サービスの概要】

病院などへの長期入院による医療的ケアを必要とし、かつ、常時介護を必要とする障がい者に対して、主に昼間に病院や施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理のもとでの介護および日常生活のサービスを提供する。

【人員基準】

従業者	以下①～④それぞれの職種において人員を配置する。 ①医師：健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上 ②看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者)：常勤換算で利用者の数を2で除した数以上（指定療養介護の単位ごと） ③生活支援員：常勤換算で利用者の数を4で除した数以上（指定療養介護単位ごと）（1人以上は常勤） 注1 看護職員が②で算定した数以上配置されている場合は、看護職員の数から②を控除した数の看護職員を生活支援員に含めることができる。 注2 生活支援員は専ら当該事業所の職務に従事するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下の場合：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	医師1人 原則として、管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能。）

【設備基準等】

設備	医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備
最低定員	20人

【資格要件について】

（１）管理者

医師でなければならない。

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
 ※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成 18 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された 1 日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

生活介護

【サービスの概要】

常に介護を必要とする人に、昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護など創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

【人員基準】

従業者	以下①～④それぞれの職種において人員を配置する。 ①医師：利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な人数（嘱託医でも可） ②看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）：生活介護の単位ごとに、1人以上 ③理学療法士又は作業療法士：利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数 注1 学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合について、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能。 注2 専ら知的障がい又は精神障がいを有する者を対象とする場合には、生活支援員又は精神保健福祉士をもって代替することが可能。 ④生活支援員：生活介護の単位ごとに1人以上 （看護職員及び生活支援員のうち1人以上は常勤） ●看護職員、理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員及び生活支援員の生活介護の単位ごとの配置総数（(a)から(c)までにより算定した数。） (a) 平均障がい支援区分が4未満：常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上 (b) 平均障がい支援区分が4以上5未満：常勤換算方法により、利用者の数を5で除した数以上 (c) 平均障がい支援区分が5以上：常勤換算方法により、利用者の数を3で除した数以上
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下の場合：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの。（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための措置（間仕切り等）を講じること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合、兼用することも可能である。
最低定員	20人（多機能型の場合は6人）

【資格要件について】

（１）管理者

次の①、②、③のいずれかを満たす者

- ①社会福祉主事資格要件に該当する者
（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ②社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③社会福祉施設長認定講習会を修了した者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

共生型生活介護

【サービスの概要】

- ① 児童福祉法に基づく「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。
- ② 介護保険法に基づく「通所介護（居宅サービス）」又は「地域密着型通所介護（地域密着型サービス）」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。
- ③ 介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、生活介護を行う。

【人員基準・設備基準等】

児童発達支援等 との共生型 【児童福祉法】	<人員基準> 指定児童発達支援等の障がい児数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定児童発達支援事業所等として必要な数以上
通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定通所介護等の利用者数と共生型生活介護の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上 <設備基準> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型生活介護の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい児又は障がい者）の合計数で人員基準を満たしていること。 <設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。 <登録定員> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい児・障がい者）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）

	<利用定員> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで） <登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数>	
	登録定員	利用定員
	26人又は27人	16人
	28人	17人
	29人	18人

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

※いずれの場合も指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

居宅サービス・介護予防サービス

65歳以上の高齢者が、介護保険で利用できるサービスの一つです。

居宅サービス（要介護認定）	介護予防サービス（要支援認定）
① 訪問サービス…訪問介護（ホームヘルプ）、訪問看護など ② 通所サービス…通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア） ③ 短期入所サービス…短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）	短期入所サービス 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ）

通所介護

入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。

利用定員が18名以下の小規模な通所介護施設は、「地域密着型通所介護」になります。

地域密着型サービス

要支援・要介護状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で生活が続けられるように設けられた介護保険のサービスです。市町村が指定・監督を行います。

小規模多機能型居宅介護事業者	登録された利用者（要介護者）を対象に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービスを中心に、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、居宅における生活の継続を支援する。入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにします。
看護小規模多機能型居宅介護事業者	訪問看護（看護師などが自宅を訪問し、療養状況の確認や指導、診療に必要な補助などを行う。）と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ提供されるサービスです。
介護予防小規模多機能型居宅介護事業者	登録された利用者（要支援者）を対象にした小規模多機能型居宅介護です。

※サテライト型・・・本体事業所と同等の要件を満たすこと。運営法人は介護保険、保健医療、福祉に関する事業に3年以上の運営実績があること。本体事業所の平均登録者数が登録定員の7割を超えていること。

短期入所（ショートステイ）

【サービスの概要】

居宅においてその介護を行う人が病気の場合等に、障がい者支援施設等に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ、及び食事の介護その他の必要な支援。

【事業所の形態】

短期入所の事業所は以下の形態が存在しています。

形態	概要
併設事業所	障がい者支援施設等に併設され、短期入所の事業を行う事業所として当該障がい者支援施設等と一体的に運営を行う事業所
空床利用型事業所	利用者に利用されていない障がい者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所
単独型事業所	障がい者支援施設等（共同生活援助事業所等を除く）以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、短期入所の事業を行う事業所

【人員基準】

それぞれの事業所形態に応じて、人員・設備基準が定められています。

	併設型	空床型	単独型
従業者	当該施設の利用者数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上（当該指定障がい者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数） ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上 ※当該施設が共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合は別途基準あり。	【生活介護事業所等の場合】 ①指定生活介護等のサービス提供時間 当該生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1名以上の生活介護支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に該当日の利用者の数が6を超えて6又はその端数をますごとに1を加えて得た数以上 【生活介護事業所等以外】 上記②と同様
管理者	1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）		

【設備基準】

	併設型	空所型	単独型
居室	併設事業所又は指定障がい者支援施設等の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いること		・1つの居室の定員は、4人以下とすること。 ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人あたりの床面積：収納設備等を除き8平方メートル以上。 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること。 ・ブザー又はこれに代わる設備
設備	併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所事業の用に供することができる	指定障がい者支援施設等として必要とされる設備を有することである	【食堂】 ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること 【浴室】 利用者の特性に応じたものであること
			【洗面所、便所】 ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたもので

※共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所の場合の人員基準（併設型、空床型共通）①又は②に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ①又は②に定める数

①指定短期入所と同時に指定共同生活援助等を提供する時間帯

指定共同生活援助事業所等の利用者の数及び併設事業所（または空床事業所）の利用者の数の合計数を当該指定共同生活援助事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活援助事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

②指定短期入所を提供する時間帯（①に掲げるものを除く）

当該日の指定短期入所の利用者の数が6名以下については1名以上、7名以上については1名に当該日の指定短期入所の利用者の数が6名を超えて6又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

共生型短期入所

【サービスの概要】

- ① 介護保険法に基づく「短期入所生活介護（居宅サービス）」又は「介護予防短期入所生活介護（介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。
- ② 介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、短期入所を行う。

【人員基準・設備基準等】

短期入所生活介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞ 指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定短期入所生活介護事業所等として必要な数以上
	＜設備基準＞ 指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積が、指定短期入所生活介護事業等の利用者数と共生型短期入所の利用者数との合計数で除して 10.65 m ² 以上であること。
小規模多機能型居宅介護等との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞ 指定小規模多機能型居宅介護事業等の宿泊サービス利用者数と共生型短期入所の利用者数の合計数における指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要な数以上
	＜設備基準＞ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、当該宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室数を減じた数で除して、おおむね 7.43 m ² 以上の面積があること。

※指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

重度障がい者等包括支援

【サービスの概要】

常に介護を必要とする障がい者等であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供する。障がい者支援区分が区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者を対象とする。

【人員基準】

従業者	指定障がい福祉サービス事業者（指定療養介護事業者及び指定共同生活援助事業者を除く）又は指定障がい者支援施設の基準を満たしていること
サービス提供責任者 ※居宅介護のサービス提供責任者の要件とは異なることに注意	以下のいずれの要件にも該当する者を1人以上 （1人以上は専任かつ常勤） ② 相談支援専門員 ② 重度障がい者等包括支援利用対象者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者
管理者	1人 常勤でかつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準】

事務室	事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室
受付等	利用申し込みの受付、相談等に対応するための適切なスペース
設備・備品等	必要な設備及び備品等を確保し、特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する

自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障がい者に対して、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

【人員基準・設備基準等】

従業者	以下①②③それぞれの職種において人員を配置する。 ①看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）：1人以上は常勤 ②理学療法士又は作業療法士：1人以上 注1 理学療法士又は作業療法士の確保が困難な場合において、機能訓練指導員としてリハビリテーションに従事した経験を有する看護師等を充てることが可能。 注2 専ら視覚障がい者を対象として歩行訓練を行う場合には、理学療法士に代えて歩行訓練士等とすることが可能。 ③生活支援員：1人以上は常勤 ●看護職員、理学療法士又は作業療法士若しくは機能訓練指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上 ●訪問による自立訓練 自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記①～③に加え、当該業務を担当する生活支援員を1人以上配置する必要がある。
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	20人 (多機能型の最低定員は6人)

【資格要件について】

(1) 管理者

次の①、②、③のいずれかを満たす者

①社会福祉主事資格要件に該当する者

(同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等)

②社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者

③社会福祉施設長認定講習会を修了した者

(2) サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

共生型自立訓練（機能訓練）

【サービスの概要】

- ① 介護保険法に基づく「通所介護（居宅サービス）」又は「地域密着型通所介護（地域密着型サービス）」の指定を受けている事業所において、自立訓練（機能訓練）を行う。
- ② 介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、自立訓練（機能訓練）を行う。

【人員基準・設備基準等】

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞ 指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上	
	＜設備基準＞ 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。	
小規模多機能型居 宅介護等 との共生型 【介護保険法】	＜人員基準＞ 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること。	
	＜設備基準＞ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。	
	＜登録定員＞ 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）	
	＜利用定員＞ 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで）	
	＜登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数＞	
	登録定員	利用定員
	26人又は27人	16人
28人	17人	
29人	18人	

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

※いずれの場合も指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

地域生活を営む上で、生活機能の維持・向上のため、一定の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者に対して、障がい者支援施設もしくはサービス事業所に通わせ、当該障がい者支援施設もしくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。また、（宿泊型）自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、利用者に対して居室その他の設備において、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

【人員基準】

従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①生活支援員：1人以上は常勤 ※健康上の管理などの必要のある者がいる場合には、看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）を置くことができ、この場合の生活支援員及び看護職員数は当該事業所ごとにそれぞれ1人以上とする。 ●生活支援員の配置員数 （通常型）常勤換算方法により、宿泊型を除く利用者数を6で除した数以上 （宿泊型）常勤換算方法により、宿泊型の利用者数を10で除した数以上 ②地域移行支援員：1人以上（宿泊型を行う場合のみ） ●訪問による自立訓練 自立訓練を利用者の居宅を訪問して行う場合、上記①②に加え、当該業務を担当する生活支援員を1人以上配置する必要がある。
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。 ※宿泊型のみを行う事業所は設けないことができる。
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
その他	宿泊型を行う事業所は、上記の設備のほか、次の基準による居室及び浴室を設けること。 居室：原則個室とし、居室面積を7.43平方メートル（収納設備を除く）以上とすること。 浴室：利用者の特性に応じたものであること。
最低定員	【通所による訓練のみを行う場合】 20人（多機能型の場合は6人） 【宿泊型自立訓練と通所による訓練を併せて行う場合】 宿泊型自立訓練：10人（多機能型の場合は10人） 通所による訓練：20人（多機能型の場合は6人）

【資格要件について】

（１）管理者

次の①、②、③のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者
（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

共生型自立訓練（生活訓練）

【サービスの概要】

- ① 介護保険法に基づく「通所介護（居宅サービス）」又は「地域密着型通所介護（地域密着型サービス）」の指定を受けている事業所において、自立訓練（機能訓練）を行う。
- ② 介護保険法に基づく「小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「看護小規模多機能型居宅介護（地域密着型サービス）」又は「介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着型介護予防サービス）」の指定を受けている事業所において、自立訓練（生活訓練）を行う。

【人員基準・設備基準等】

通所介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定通所介護等の利用者数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数の合計数における指定通所介護事業所等として必要な数以上
	<設備基準> 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積が、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者数との合計数で除して3㎡以上であること。
小規模多機能型 居宅介護等 との共生型 【介護保険法】	<人員基準> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービス利用者数と「共生型通いサービス」の利用者（障がい者・障がい児）の合計数で人員基準を満たしていること。
	<設備基準> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂が、機能を十分発揮しうる適当な広さを有すること。
	<登録定員> 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員数と「共生型通いサービス」の登録定員数（障がい者・障がい児）の合計数が29人以下であること。（サテライト型の場合は18人以下）
	<利用定員> 指定小規模多機能型居宅介護等の通いサービスの利用定員が、登録定員の1/2から15人までの範囲内であること。（サテライト型の場合は12人まで）<登録定員が25人を超える場合の利用定員の限度数>

	登録定員	利用定員	
	26人又は27人	16人	
	28人	17人	
	29人	18人	

「共生型通いサービス」・・・共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練・生活訓練）、共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスをいう。

※いずれの場合も指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

就労移行支援

【サービスの概要】

一般企業等への就労を希望する65歳未満の障がい者であり、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

【人員基準】

従業者	以下①～③それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 【指定就労移行支援事業所の場合】 常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上 【認定指定就労移行支援事業所※の場合】 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上 ※あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所 ③就労支援員 ●就労支援員の配置員数 常勤換算方法で、利用者数を15で除した数以上
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が61人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増やすごとに1人を加えて得た数以上 ※利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの （管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
その他	【認定指定就労移行支援事業所の場合】 あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有すること。 （あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定による）
最低定員	20人 （多機能型の最低定員は6人）

【資格要件について】

（１）管理者

次の①、②、③のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者
（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

就労継続支援A型

【サービスの概要】

一般企業等で就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が可能である 65 歳未満の障がい者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力向上のために必要な訓練等を行う。

【人員基準】

従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が60人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。 ※就労継続支援 A 型の提供にあたって、支障がない場合は、設けないことができる。
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。 ※相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	10人以上（多機能型も同様） 雇用契約締結利用者10人以上 雇用契約未締結利用者は、利用定員の1/2以内かつ9人以内

【資格要件について】

（1）管理者

次の①、②、③、④のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
- ④ 企業を経営した経験を有する者

（2）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成 18 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された 1 日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

就労継続支援B型

【サービスの概要】

一般企業等での就労が困難でかつ雇用契約に基づく就労が困難な障がい者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び訓練などを行う。

【人員基準】

従業者	以下①②それぞれの職種において人員を配置する。 ①職業指導員：1人以上 ②生活支援員：1人以上 ※職業指導員、生活支援員のいずれか1人以上は常勤 ●職業指導員及び生活支援員の配置総数 常勤換算方法で、利用者数を10で除した数以上
サービス管理責任者	1人以上は常勤 ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が60人以上の場合：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準等】

訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること。
相談室	室内における談話の漏えいを防ぐために間仕切り等を設けること。
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること。
多目的室	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。 ※ 相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することが可能。
最低定員	20人以上 多機能型の最低定員は 10 人以上

【資格要件について】

（１）管理者

次の①、②、③、④のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
- ④ 企業を経営した経験を有する者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
 - ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
- ※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成 18 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された 1 日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

就労定着支援

【サービスの概要】

就労に向けた支援を受けて、通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、就労の継続を図るために3年間にわたり当該事業所の事業主、障がい福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等を行う。

【人員基準】

就労定着支援員	常勤換算方法で、利用者数を40で除した数以上
サービス管理責任者	1人以上は常勤（原則専従・支障がない場合は一体的に運営している他の障がい福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可） ①利用者数が60人以下：1人以上 ②利用者数が60人以上：1人に利用者数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 【他の障がい福祉サービスの指定を受け、同一の事業所で一体的に運営している場合は合計の利用者数】 ※ 他の障がい福祉サービス・・・生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準】

必要な広さの区画、支援の提供に必要な設備及び備品等

【運営基準】

実施主体
過去3年間に於いて平均1人以上（多機能型事業所の場合はいずれか一つのサービスにおける実績）、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている指定障がい福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）

※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数（過去3年間の実績の70%）とする。

【資格要件について】

（1）管理者

次の①、②、③、④のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者
- ④ 企業を経営した経験を有する者【就労継続支援A型・B型のみ】

（2）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

施設入所支援

【サービスの概要】

指定障がい者支援施設等は、都道府県知事の指定をうけて、その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援（施設入所支援）を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う。

【人員基準】

従業者	【施設入所支援】 生活支援員（夜勤職員） サービス提供時間帯を通じて、1人以上は常勤とする。施設入所支援の単位ごとに、利用者の区分に応じて、下記に掲げる数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務1以上とする。 （生活介護以外） ・利用者の数が60人以下：1人以上 ・利用者の数が60人超：1人に、利用者数が60人を超えて40又はその端数が増す毎に1人を加えて得た数以上 ※なお、施設入所支援における生活支援員については、日中実施サービスにおける従業者がローテーションにより、夜間の時間帯を通じて確保されていれば足りるものである。 【昼間実施サービス】 それぞれのサービスの基準による。複数の日中活動サービスを行う場合の人員配置は多機能型と同様の扱い。
サービス管理責任者	日中活動に係る事業のサービス管理責任者が原則として兼ねるものとする。
管理者	1人（日中活動に係る事業のサービス管理責任者と兼務することができる）

【設備基準等】

訓練・作業室	専ら当該施設等が提供する施設障がい福祉サービスの種類ごとの用に供するもので、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。（面積や室数に定めはない）
居室	・居室の定員：4人以下 ・地階に設けず、利用者1人当たりの床面積について収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること ・寝台等、利用者の身の回り品を保管することができる設備及びブザー等の設備を備えること ・1つ以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下等に直接面して設けること
食堂	食事の提供に必要な広さを有し、必要な備品を備えること
浴室	利用者の特性に応じたものとする
洗面所、便所	居室のある階ごとに設けて、利用者の特性に応じたものであること
相談室	間仕切り等を設けること。日中活動の設備と兼用可。
多目的室（デイルーム）	サービス提供の場、利用者の食事や談話の場等。併せて実施する日中活動の設備と兼用可。
廊下幅	片廊下1.5メートル以上 （中廊下の幅は1.8メートル以上） 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないようにする。
その他	原則として、建物は耐火又は準耐火建築物であること

最低定員	30人
------	-----

【資格要件について】

（１）管理者

次の①、②、③のいずれかを満たす者

- ① 社会福祉主事資格要件に該当する者
（同等以上として社会福祉士、精神保健福祉士等）
- ② 社会福祉事業（社会福祉法第2条に規定する第一種・第二種社会福祉事業）に2年以上従事した経験のある者
- ③ 社会福祉施設長認定講習会を修了した者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）

- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了

※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

自立生活援助

【サービスの概要】

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が、居宅における自立した日常生活を営む上で各般の問題につき、1年間にわたり定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行う。

【人員基準】

地域生活支援員	1人以上（原則専従・支障がない場合は管理者等※との兼務可） （利用者数が25人又はその端数を増すごとに1人を標準とする。） ※①当該事業所の管理者・サービス管理責任者や他の事業所・施設等の従業者 ②相談支援事業所の従業者 ③併設する他の障がい福祉サービス事業所・施設等の管理者・サービス管理責任者
サービス管理責任者	1人以上（原則専従・支障がない場合は併設する他の障がい福祉サービスのサービス管理責任者と兼務可・地域生活支援員と兼務可） ① 利用者数が30人以下：1人以上 ② 利用者数が30人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

【設備基準】

必要な広さの区画
支援の提供に必要な設備及び備品等

【運営基準】

■実施主体
① 指定障がい福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助）
② 指定障がい者支援施設、指定相談支援事業者
■その他
携帯電話等により直接利用者やその家族等と常時連絡できる体制を確保すること

※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。

【資格要件について】

（１）管理者

共同生活援助事業者が行う場合は、指定共同生活援助を適切に行うために必要な知識及び経験を有する者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3年～10年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（2日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

共同生活援助（グループホーム）

【サービスの概要】

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に対し、主として夜間において、共同生活を営むべき住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行う。
※平成26年4月より、共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

【事業所の形態】

共同生活援助の事業所は以下の形態があります。

形態	概要
介護サービス包括型	事業者自らが介護サービスの提供を行う事業所
日中サービス支援型	常時介護を要する利用者に対して常時の支援体制を確保している事業所
外部サービス利用型	介護サービスの提供を必要に応じて外部の居宅介護事業所に委託している事業所

【人員・設備基準】

		介護サービス包括型	外部サービス利用型
人員基準	従業者	以下①②それぞれにおいて人員を配置する。 ① 世話人：常勤換算方法で、利用者数を6で除した数以上 【資格要件なし】 ② 生活支援員：常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上（小数点第2位を切り上げ）（非常勤可・兼務可） 【資格要件なし】 (1) 障がい支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2) 障がい支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3) 障がい支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4) 障がい支援区分が6の利用者数を2.5で除した数	以下において人員を配置する。 ① 世話人：常勤換算方法で、利用者数を6（平成26年4月1日において現にあるグループホームについては当分の間、10とする）で除した数以上 【資格要件なし】 ② 生活支援員：配置不要 ●介護サービスの手配（アレンジメント）が必要 ●外部の居宅介護事業所等に介護支援を委託して実施※ ※介護サービス提供に際して事前に指定居宅介護サービス事業者と業務委託する契約の締結が必要。また、運営規程に、受託居宅介護サービス事業者の名称及び所在地の明記が必要。
	従業者以外の介護	他の事業者に委託することも可（管理、指揮命令を確実にできること）	受託居宅介護事業者に委託

※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。（推定数とは定員数の90%）

		日中サービス支援型
人員基準	従業者 ※常時1人以上を介護、家事等に従事させなければならない。	以下①②③それぞれにおいて人員を配置する。 （下記のサービス管理責任者を含め、いずれか1人は常勤） ① 世話人：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、利用者数を5で除した数以上 （非常勤可・支障がない場合は兼務可） ② 生活支援員：夜間及び深夜の時間帯以外【資格要件なし】 常勤換算方法で、以下の(1)～(4)の数（小数点第2位まで算出）を合算した数以上

	(小数点第2位を切り上げ) (非常勤可・支障がない場合は兼務可) (1)障がい支援区分が3の利用者数を9で除した数 (2)障がい支援区分が4の利用者数を6で除した数 (3)障がい支援区分が5の利用者数を4で除した数 (4)障がい支援区分が6の利用者数を2.5で除した数 ③ 夜間支援従事者：夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上 (非常勤可・支障がない場合は兼務可・宿直不可)【資格要件なし】
従業者以外の介護	他の事業者に委託することも可(管理、指揮命令を確実にできること)
運営基準	① 指定短期入所(併設型または単独型)を併設又は同一敷地内で行うこと。 ② 協議会等への報告：事業の実施状況等を定期的に報告し、評価、要望等を受けること。(モニタリング実施標準期間も3月間とする。) ③ 適正な支援を確保する観点から、指定計画相談支援事業者で別であることが望ましい。

※ 利用者数の規模は前年度の平均値を使用する。新規に指定を受ける場合は推定数とする。(推定数とは定員数の90%)

		共同生活援助(各形態共通)
人員基準	サービス管理責任者	兼務可(ただし定員20人以上の場合はできる限り専従の者を確保するよう努める。) ①利用者数が30人以下：1人以上 ②利用者数が31人以上：1人に利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上
	管理者	1人 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)
設備基準	立地場所	入所施設や病院の敷地内ではなく、住宅地又は住宅地と同程度に地域住民と交流できる場所であること。
	居室	1人一室の居室を確保し、居室面積は収納スペースを除き7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とすること。
	その他	・10名を上限とする生活単位ごとに台所、トイレ、洗面設備、浴室など日常生活を送る上で必要な設備を配置する。 ・相互交流スペース(食堂・ダイニング等で可)を確保すること。 ・共同生活住居の配置、構造及び設備は、例えば車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行うなど、利用者の障がい特性に応じて工夫されたものであること。
最低定員		・指定事業所の場合：4人以上(サテライト型住居の利用者を含む) ・共同生活住居の場合：2人以上10人以下(サテライト型住居の利用者を含まない)(既存の建物を活用する場合は2人以上20人以下) ・ユニットの定員：2人以上10人以下 ・ユニットの居室の定員：1人
協力医療機関 協力歯科医療機関		必要

【資格要件について】

(1) 管理者

指定共同生活援助を適切に行うために必要な知識及び経験を有する者

（２）サービス管理責任者

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が３年～１０年。（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）

- ② 相談支援従事者初任者研修（２日課程）修了及びサービス管理責任者等研修修了

※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成 18 年 10 月 1 日以降、平成 24 年 3 月 31 日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された 1 日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了したものとみなす。

【共同生活住居について】

複数の居室にくわえ、居間、食堂、便所、浴室等を有する１つの建物をいいます。

ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有するマンション等の住戸（ワンルームタイプなどの住戸を複数利用する場合を含む）については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸（住戸群）を共同生活住居として捉えます。

【サテライト型住居について】（日中サービス支援型共同生活援助を除く。）

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、１人暮らしをしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新しい支援形態として本体住居の密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として、ユニットなど一定の設備基準を緩和した１人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みがあります。

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則２人以上１０人以下	１人
ユニット（居室を除く）の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	２人以上１０人以下	
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に連絡を受けることができる通信機器（携帯電話可）	
居室の面積	収納設備を除き7.43平方メートル	
距離条件	本体住居から概ね20分以内（通常の交通機関を利用して概ね20分以内で移動することが可能な距離）	

※サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まない。（事業所の利用定員には含む）

（参考）

【防火安全対策について】

消防法令の一部改正により、障がいの程度が重い方が利用するグループホーム等（障がい支援区分４以上の者が概ね８割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務付けられました。

また、自動火災報知設備や火災通報装置、消火器の設置、スプリンクラー設備の設置が義務付けられました。

事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署と協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認し、対策を講じてください。

なお、非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握し、職員への周知および定期的な避難訓練の実施を行ってください。

地域移行支援

【サービスの概要】

障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神病院に長期入院している精神障がい者（直近の入院期間が1年以上の入院者を中心とする）について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

【人員基準】

従業者	地域移行支援従事者（専従） 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能。 相談支援専門員：1人以上 地域移行支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの。 （管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能。）

【資格要件について】

（1） 相談支援専門員

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年（詳細は大阪市のHP 「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（平成18年度以降実施分、5日間、7日間）修了※
（修了後も、現任研修を5年に1度以上は受講することが必要）
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日又は2日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修を修了したものとみなす。

地域定着支援

【サービスの概要】

居宅において単身等で生活する障がい者（障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む）に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や相談などの必要な支援を行う。

【人員基準】

従業者	地域定着支援従事者（専従） 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能。※ 相談支援専門員：1人以上 地域定着支援従事者のうち1人は相談支援専門員でなければならない。
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの。（管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能。）

※業務に支障がない場合は、特定相談・障がい児相談と兼務が可能であるが、特定相談・障がい児相談の相談支援専門員の他の職務との兼務についての制約や可否については、大阪市に確認して下さい。

【資格要件について】

（１）相談支援専門員

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）
- ② 相談支援従事者初任者研修（平成18年度以降実施分、5日間、7日間）修了※
（修了後も、現任研修を5年に1度以上は受講することが必要）
※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日又は2日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修を修了したものとみなす。

計画相談支援

【サービスの概要】

サービス利用支援：①障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成する。②支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する。

継続サービス利用支援：支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期限内において、当該者に係るサービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、障がい福祉サービス又は地域相談支援の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜を供与する。

- ① 「サービス等利用計画」を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う。
- ② 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障がい者又は地域相談支援給付決定障がい者に対し、当該申請の勧奨を行う。

【人員基準】

従業者	専従の相談支援専門員 業務に支障がない場合は他の職務の兼務可能。※ 相談支援専門員：1人以上 1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい
管理者	1人 原則として管理業務に従事するもの。（管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することも可能。）

※業務に支障がない場合は、一般相談・障がい児相談と兼務が可能であるが、一般相談・障がい児相談の相談支援専門員の他の職務との兼務についての制約や可否については、大阪市に確認して下さい。

【資格要件について】

（１）相談支援専門員

次の①②のいずれも満たす者

- ① 障がい者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験が3～10年（詳細は大阪市のHP「障がい福祉サービス及び障がい児支援の事業者指定について」の「メニュー 1. 初めて障がい者（児）に対する事業を開始する方へ」をご覧ください。）

- ② 相談支援従事者初任者研修（平成18年度以降実施分、5日間、7日間）修了※

（修了後も、現任研修を5年に1度以上は受講することが必要）

※障害者ケアマネジメント研修の修了者については平成18年10月1日以降、平成24年3月31日までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち指定された1日又は2日を受講した場合は、相談支援従事者初任者研修を修了したものとみなす。